

南国日章産業団地環境協定書

南国市長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、末尾記載の物件に関し、甲、乙及び高知県知事との間に令和 年 月 日付けで締結した土地譲渡契約書第21条の規定により、乙の土地の使用に関して、高知県知事立ち合いのうえ、次のとおり環境協定を締結する。

（目的）

第1条 この環境協定は、南国日章産業団地の利便を増進し、あわせて都市美を推進するとともに、良好な環境を整備することを目的とする。

（協定及び南国日章産業団地地区計画の遵守義務）

第2条 乙は、事業所等の建設及び運営にあたり、この協定及び南国日章産業団地地区計画を信義に基づき誠実に遵守するものとする。

（区域）

第3条 この協定の対象区域（以下「協定区域」という。）は、南国日章産業団地内とする。

（緑化の推進）

第4条 協定区域内は、近代都市の整備、地域環境との調和等を目的として、積極的に緑化の推進を図るものとする。

2 乙は、その所有する用地に対し、次のとおり緑地帯を確保するとともに、その維持・保全に努めなければならない。ただし、区画内への進入路は除く。

（1）国道55号線、別図に示す団地内幹線道路及び管理道路に面する部分については、2.0メートル以上とする。

（2）別図に示す区画道路及び管理道路に面する部分については、1.0メートル以上とする。ただし、北側及び東側の公園用地に接する部分は除く。

3 緑化の整備については、原則として建築物の完成後1年以内とする。

（区画形質の変更の禁止）

第5条 区画の形質を変更することは、原則として禁止する。ただし、甲乙協議のうえ、甲及び高知県知事が承認した場合にはこの限りではない。

(外壁後退距離の確保)

第6条 建築物を隣接道路及び隣地との境界線から後退させるため、外壁後退距離を次のとおり確保するものとする。

(1) 道路境界線までの距離は3.0メートル以上とする。

(2) 隣接境界線までの距離は2.0メートル以上、公園、緑地あるいは河川、水路等との境界線までの距離は3.0メートル以上とする。(法面を有する敷地境界線の部分については、隣地境界線までの距離は2.0メートル以上、道路、公園、緑地あるいは河川、水路との境界線までの距離は3.0メートル以上とし、かつ法肩から1.0メートル以上とする。)ただし、地盤面下に設ける建築物等については、この限りではない。

(土地の出入り口に対する制限)

第7条 乙は、土地の出入り口の整備においては、周囲の環境及び景観と調和するよう配慮しなければならない。

(1) 出入り口は、原則として1箇所(間口8.0メートル以内。)とするが、車輛の出入りが頻繁であり、また道路の交通量等現地の状況により、1箇所では困難をきたす場合は、2箇所設けることができるものとする。この場合、各出入り口の位置、構造(形状、舗装厚、側溝補強等)については、甲及び関係機関に協議して決定するものとする。

(2) 国道55号線、団地内幹線道路及び管理道路に面する部分に出入り口は設置できないものとする。

(建ぺい率・容積率)

第8条 建築物の建ぺい率は原則60パーセント以下とする(角地等の緩和については建築基準法に準ずる)。また、容積率は200パーセント以下とする。

(建物の構造)

第9条 建築物の主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造(軽量鉄骨造を含む。)、コンクリートブロック造など準耐火建築物以上とする。

ただし、延べ床面積が500平方メートル以下のものについては、この限りでない。

(屋根の材質及び色彩)

第10条 屋根の材質については、不燃材料で造り、又は葺かなければならない。

2 屋根の色彩は、周囲との調和を図るため、別途甲と協議して定めるものとする。

(外壁の材質及び色彩)

第11条 外壁の主要な部分の材質及びその色彩については、周囲との調和を図るため、別途甲と協議して定めるものとする。

(隣接する宅地との境界における垣又は柵等の設置について)

第12条 乙は、隣接する宅地との境界において、乙が所有する土地側に原則垣又は柵等を設置しなければならない。ただし、乙と隣接する宅地の地権者または管理者と協議したうえで、乙が設置する必要がないと決定した場合はこの限りではない。

(外構工事)

第13条 外構工事は、次のとおり行うものとする。

- (1) 水道、排水口はすべて甲の指定する場所から引き込み、または取り付けるものとする。
- (2) 電柱（事業所等への引き込み用）は、原則として乙の用地内に設置するものとする。

(環境対策)

第14条 乙は、協定区域内及び周辺の住宅や下流域で農業用水等として取水されている王子川等における環境を保全するために、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、用地内に合併処理浄化槽を設置し、排水の水質を日平均BOD20ミリグラム／リットル以下に保たなければならない。また、排水の水質に関する検査は、6ヶ月に1回実施しなければならない。
 - (2) 乙は、高知県清流保全条例の趣旨に則り、環境保全が図られるよう努めなければならない。
 - (3) 乙は、洗車場等の油分が、雨水排水溝等に流入する恐れがある場合は、グリストラップを設置する等、適切な措置を取らなければならない。
 - (4) 乙が、自ら営む事業活動により発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理を行い、中間処理施設を設置するなど、排出事業者責任のもと公害が発生しないよう適切な措置をしなければならない。また、協定区域内での焼却処理は行わないこと。
 - (5) 乙は、騒音の発生については、騒音の大きさや時間帯に配慮し、周辺環境の保全に努めなければならない。
 - (6) 乙は、重振動の発生源となりうる空調設備等の設置に際しては、近隣住民の住環境への影響を抑えるよう配慮しなければならない。
- 2 乙は、公害の発生の恐れがある場合は、別途甲との間において、高知県知事立ち合いのうえ、公害防止協定を締結しなければならない。
- 3 乙は、公害発生の恐れのある故障、破損等の事故が発生したときの緊急連絡体制や対応マニュアルを策定し、万が一事故が起こった場合、各関係機関に直ちに報告し、速やかに適切な対応処置を講じなければならない。また、事故等により他に被害を与えた場合は、誠意を

もって協議するものとする。

(地下水の取水禁止)

第15条 乙は、協定区域内において、地下水を取水してはならない。

(上下水道の利用)

第16条 乙は、企業敷地内での水は団地全体で給水量400立方メートル/日以内になるよう上水道を利用し、必要に応じて南国市上下水道局の指示に従い、受水槽を設置するものとする。

(屋外広告物)

第17条 屋外広告物の設置については、別途甲と協議をしなければならない。

(駐車設備)

第18条 乙が所有する自動車(従業員及び来客の自動車を含む。)は、自己の用地内において駐車または保管できるようにすること。

2 協定区域内で、団地内道路における荷物の積み下ろし等による駐車をしてはならない。

(違反行為の是正)

第19条 甲は、乙がこの協定に違反する行為をした場合には、勧告により是正を求める。

(協定の継承)

第20条 乙が、第三者に対し、土地の所有権の全部、若しくは一部を譲渡し、または地上権等の土地使用にかかわる権利の設定を行う場合、乙は、当該第三者が本協定を遵守するよう所要の措置を講じるものとする。

(疑義等)

第21条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙が協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙及び立会人がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 南国市代表者 南国市長 平山 耕三

乙 住 所
法人名
代表者

立会人 高知県知事 濱田 省司

物件

所在地

面 積

平方メートル